

世田谷区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業のご案内

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭のお母さんやお父さん、お子さんがよりよい条件で就業や転職をするために高等学校卒業程度認定試験（以下、「高卒認定試験」）の合格を目指し講座を受講した場合、受講料の一部を交付します。

給付金を受けるためには受講前に事前相談と講座指定の手続きを行う必要があります。

1. 対象となる方（各給付金支給申請時点で以下の要件に当てはまる必要があります）

世田谷区内在住で次の（1）（2）のいずれかに該当する方のうち、◆の内容すべてを満たす方

（1）20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭のお母さん又はお父さん

（2）ひとり親家庭のお母さん又はお父さんに扶養されているお子さん（39歳未満に限る）

- ◆ 就学経験や就業経験、技能、労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
- ◆ 自立に向けた計画を策定すること（事前相談時に策定します）
- ◆ 過去に本事業による給付金の交付を受けていないこと

高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け高等学校等就学支援金制度の支給対象となる方は本事業の対象外です。

2. 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で、区長が適当と認めたもの

3. 給付金の種類・支給額

①受講開始時給付金

受講開始時に受講開始のために支払った費用の4割を支給

②受講修了時給付金

受講修了後に受講のために支払った費用の5割から①を引いた金額を支給

③合格時給付金

受講修了日から2年以内に高卒認定試験に全科目合格したときに受講のために支払った費用の1割を支給

※給付金の種類、受講方法によって支給上限金額が変わりますので下記表をご覧ください。



[支給上限額]

給付金の種類 \ 受講方法	通学または通学と通信の併用	通信
① 受講開始時給付金	200,000 円	100,000 円
② 受講修了時給付金	①②を合計して 250,000 円	①②を合計して 125,000 円
③ 合格時給付金	①②③を合計して 300,000 円	①②③を合計して 150,000 円

※①と②の給付金について算定後の金額が 4,000 円以下になる場合は支給できません

4. 対象経費

対象となる経費は、入学金や受講料（受講費・教科書代・教材費）及び入学金と受講料にかかる消費税です。それ以外の経費は対象となりませんのでご注意ください。

【支給の対象とならない経費（例）】

高卒認定試験の受験料・講座の補講費用／学債等の将来現金還付が予定されている費用
受講にあたって必須とされない補助教材費用／受講施設が実施する各種行事参加に係る費用
クレジット利用の場合の分割払い手数料（金利）

5. 手続きの流れ

事前相談

受講を希望する講座の開講（通信制の場合は申込）のおおよそ2か月前をめどにご相談ください。現在の状況や受講後の目標（自立に向けた計画）等をお聞きます。

相談先・・・お住まいの地域を管轄する総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
所在地・電話番号は4ページをご覧ください

講座の指定申請

講座の指定申請は受講開始月の前月10日までに必ずおこなってください。

必要書類

- ① 世田谷区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書
- ② 受講する講座のパンフレット等（講座の内容がわかるもの）
- ③ 戸籍謄本（母又は父と子の両方。発行1か月以内のもの）
- ④ 住民票の写し（世帯全員。発行1か月以内のもの）
- ⑤ 事前相談票
- ⑥ その他（ ）

*上記書類のうち場合によっては提出省略可能な書類があります。また、上記書類以外に追加で書類提出が必要な場合もあります。詳しくはお住まいの地域を管轄する各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センターにご確認ください。（所在地・電話番号は4ページをご覧ください。）

審査

講座の指定申請についての結果（対象講座指定の可否）を通知します。

講座受講

受講を取りやめた場合、給付金は支給されません。受講を取りやめたことを総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センターまでご連絡ください。

<受講開始時給付金・受講修了時給付金>

支給申請

支給申請時期

- ・受講開始時給付金・・・受講を開始してから**30日以内**におこなってください。
- ・受講修了時給付金・・・受講を修了してから**30日以内**におこなってください。

*申請期間を過ぎますと給付金は受けられなくなりますのでご注意ください。

必要書類

- ① 世田谷区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金交付申請書
- ② 戸籍謄本(母又は父と子の両方。発行1か月以内のもの)
- ③ 住民票の写し(世帯全員。発行1か月以内のもの)
- ⑤ 事前相談票
- ⑥ 世田谷区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定結果通知書(写し)
- ⑦ 領収書(クレジット利用の場合はクレジット契約証明書)
 <領収書(またはクレジット契約証明書記載事項)>
 ・受講施設の名称 ・講座名 ・受講者(支払者)氏名 ・領収日(又はクレジット契約日)
 ・領収額(又はクレジット契約額)及び内訳(入学金と受講料のそれぞれの額) ・領収印
 *領収書(又はクレジット契約証明書)は受講施設(専門学校等)による上記の事項が記載されている必要があります。
 *領収書に訂正のある場合、訓練教育施設(専門学校等)の訂正印のないものは無効です。
- ⑧ 受講修了証明書(受講修了時給付金の交付申請の場合のみ提出ください)

支給決定

交付審査結果通知書により支給の可否を通知します。

請求

「世田谷区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書」をご提出ください。

支給

支給申請時に指定された口座に給付金をお振込みします。

講座受講修了後2年以内に、高卒認定試験に合格したら……



<合格時給付金>

支給申請

支給申請時期：合格証明書に記載されている日から40日以内に行ってください

*申請期間を過ぎますと給付金は受けられなくなりますのでご注意ください。

必要書類

- ① 世田谷区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金交付申請書
- ② 戸籍謄本（母又は父と子の両方。発行1か月以内のもの）
- ③ 住民票の写し（世帯全員。発行1か月以内のもの）
- ④ 事前相談票
- ⑤ 世田谷区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定結果通知書（写し）
- ⑥ 文部科学省が発行する合格証明書（写）

支給決定

交付審査結果通知書により支給の可否を通知します。

請求

「世田谷区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書」をご提出ください。

支給

支給申請時に指定された口座に給付金をお振込みします。

6. 相談・申請窓口

各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター

お住まいの地域を管轄する子ども家庭支援センターが窓口です。

相談・申請窓口一覧

総合支所	所在地	電話番号
□ 世田谷	世田谷 4-22-33 第2庁舎内	電話 03-5432-2915 / FAX 03-5432-3034
□ 北 沢	北沢 2-8-18 北沢タウンホール内	電話 03-6804-7525 / FAX 03-6804-9044
□ 玉 川	等々力 3-4-1 玉川総合支所内	電話 03-3702-1189 / FAX 03-3702-1336
□ 砧	成城 6-2-1 砧総合支所内	電話 03-3482-1344 / FAX 03-6277-9721
□ 烏 山	南烏山 6-22-14 烏山総合支所内	電話 03-3326-6155 / FAX 03-3308-3036